

高齢者福祉事業の改善・見直しに向けた現状と課題について(概要版)

先般、「地域包括ケアシステムの実現に向けた高齢者福祉施策の今後の展開について」として各方面に報告を行い、区が取り組むべき方向性を示唆し、意見聴取を行った。本件につき、今後の具体的取組を検討するため、現状と課題を整理する。

1 地域ぐるみの支え合いによる緩やかな見守り

地域福祉活動を支援する体制としては、区と社協が車の両輪のように緊密に連携して取り組むことを目指している。

＜高齢者福祉分野＞

- 区(中核となる機関) 「高齢者あんしん相談センター」
- 社協(窓口) 「地域福祉コーディネーター※1」「生活支援コーディネーター※2」

今後、地域ぐるみの支え合いによる緩やかな見守りを進めるため、右表の課題に取り組んでいく。

| あんしん相談センターと社協の役割 | 課題 |
|------------------------|--|
| (1) あんしん相談センターにおける地域連携 | ①ハートフルネットワーク事業 ・地域連携における個人情報のルール作り ・ネットワークの拡大、形骸化の防止のための周知 ②地域ケア会議 ・区の役割として地域ケア会議の目的や統一ルールをセンターと共有しながら構築 |
| (2) 社協における地域連携 | ①地域福祉CD・生活支援CDの配置 ・各圏域にCDの機能を合わせ2人ずつ(合計8人)配置し、連動した活動により力を発揮していく ②生活支援CDの活動支援 ・生活支援CDの活動を組織的にバックアップできるよう、協議体の設置を検討していく(設置主体=区) |
| (3) あんしん相談センターと社協の連携強化 | ・互いのネットワークの背景を理解しながら、主体(地域資源)に縦割り感を与えないよう配慮していく |
| (4) 地域福祉活動の支援 | ・依頼が集中しやすい主体(地域資源)の活動が疲弊しないよう配慮(特に民生委員への区からの依頼内容については再点検を進める) ・新たな担い手の発掘 ・高齢者が担い手となる機会の提供 |

※1地域福祉コーディネーター/小地域福祉活動として全国の社協で取り組んでいる事業。24年度から配置を始め、現在4圏域すべてに配置済み。公的制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった事例に対し、様々なネットワークを活かして個人支援を行うとともに、地域の中で住民が行う仕組みづくりなどを支援する役割がある。ただし、対象者は高齢者に限らない。

※2生活支援コーディネーター/介護保険法における生活支援体制整備事業に基づき配置。28年度から4圏域すべてに配置する。高齢者の在宅生活を支えるため、多様な事業主体(民間企業、NPO、社会福祉法人、地域団体、ボランティア等)による重層的な生活支援サービス等の提供体制の構築を支援する。

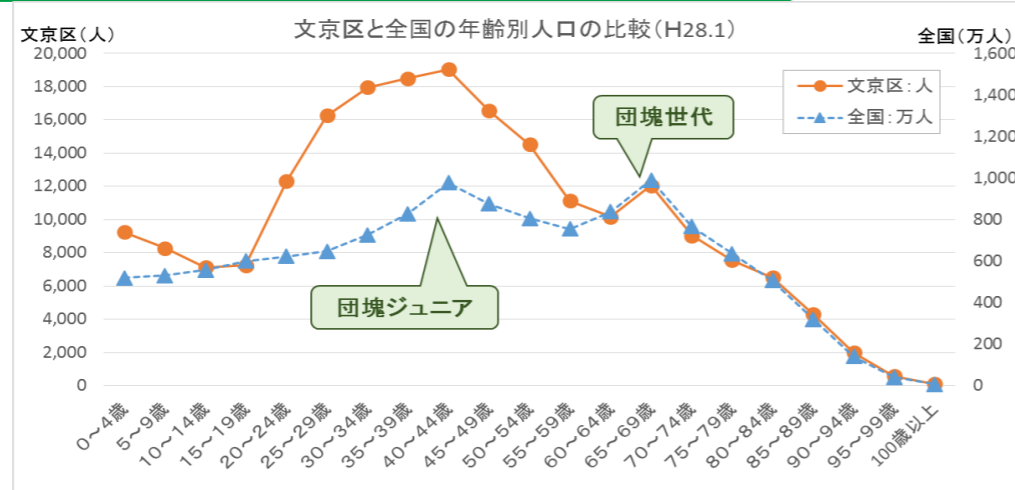
2 区からの年代別アプローチ

介護保険の認定率から高齢期のライフステージをイメージし、それぞれの年代に向けて区からアプローチを実施する。

3 文京区の人口構成の特徴を踏まえた事業の改善・見直しに向けて

団塊世代が後期高齢者になる2025年問題は、全国共通の課題であるが、子育て世代の転入が続く本区では、右のグラフのとおり、全国と異なる特徴をもっている。

- ▲全国=団塊世代が突出して多い
- 文京区=子育て世代>団塊世代



本区の2025年問題としては、団塊世代が後期高齢者になるとともに、子育て世代で転入して50歳代になった方が前期高齢者になることが重なり、65歳以上の高齢者人口の増加に拍車をかけることが想像できる。

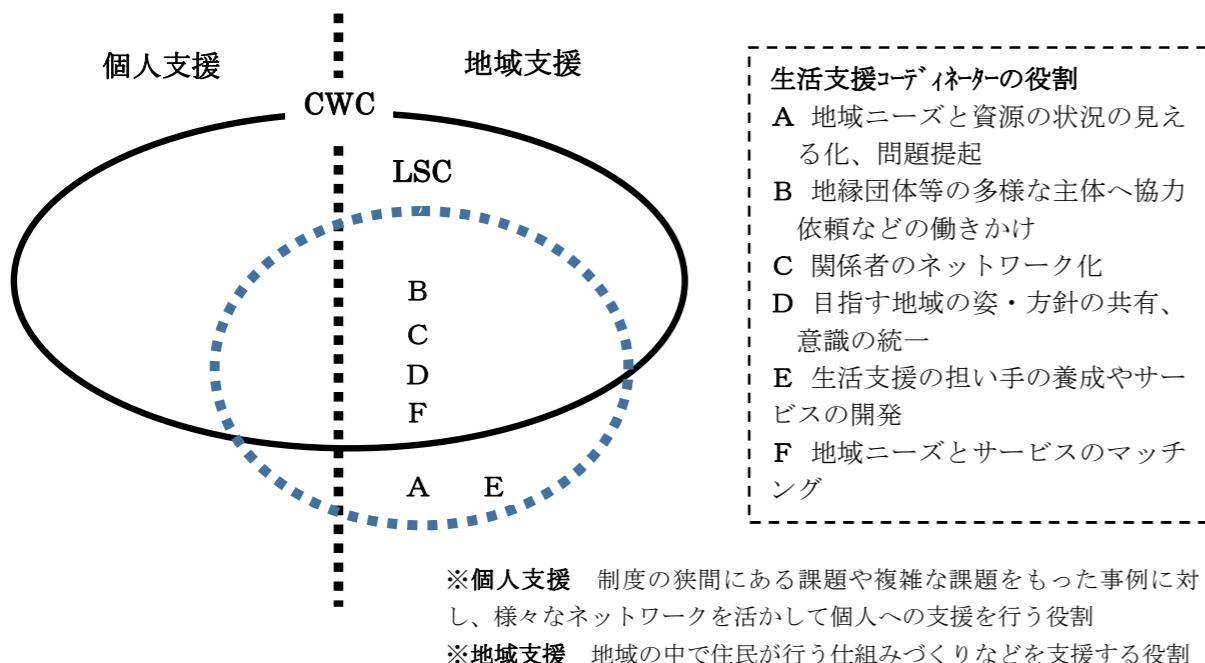
- 前期高齢者がサービスの担い手となるよう、働きかける
- 本区の人口構成の特徴を踏まえ、予算と人材を適切に配分した事業の改善・見直しを検討していく

| | 60歳 | 65歳 | 70歳 | 75歳 | 80歳 | 85歳 | 90歳 | 95歳 | 100歳 |
|------------------------|---|-----|-----|--|-----|-----|-----|-----|------|
| 情報発信 | 元気世代 | | | ・自ら選択し活動できる現役世代 ・就労、趣味活動、社会貢献など活動範囲が広く多岐にわたる | | | | | |
| ミドル・シニアへのDM作戦 | 60 | 65 | 70 | 情報誌を60・65・70歳の節目にダイレクトメールで届ける | | | | | |
| きっかけ作り | 地域デビュー | | | ・一線を退く世代 ・地域で過ごす時間が増える | | | | | |
| ミドル・シニア社会参加推進事業 | ミドル・シニア講座、高齢者施設ボランティア講座 絵本の読み聞かせ講座、フォローアップ講座 | | | DM発送と平行して、きっかけ作りの講座を開催する 既存の団体と連携し、身近な活動を紹介していく | | | | | |
| | 【就業】シルバー人材センター | | | 【ボランティア】中間支援施設ファミコムなど | | | | | |
| | 【地域活動】高齢者クラブ、サロン活動など | | | | | | | | |
| 普及啓発 | 生活習慣病予防 | | | 介護予防 | | | | | |
| 事業参加 | 元気高齢者事業 | | | カラオケ教室、囲碁・将棋交流会、健康まち歩き など | | | | | |
| 介護予防関連事業 | 介護予防給付(介護保険) | | | 予防給付サービス | | | | | |
| 総合サービス事業(介護保険) | 介護予防・生活支援サービス | | | 事業の重複を避ける | | | | | |
| 一般介護予防事業(介護保険) | 介護予防普及啓発事業 | | | 積極的な参加勧奨として基本チェックリストを送付する | | | | | |
| 介護予防把握事業(介護保険) | 基本チェックリスト調査(郵送) | | | | | | | | |
| 個別対応 | ・後期高齢者となり、リスクが高くなる ・重篤化させないアプローチが必要 | | | アウトリーチ(早期発見・早期対応) 見守り・安否確認(生存確認) | | | | | |
| 高齢者あんしん相談センターによる実態把握調査 | 75 | | | 高リスクの方から確認がとれるよう、効果的なアウトリーチの方法を検討していく | | | | | |
| 人的見守り | 話し合い員、ハートフルネットワーク事業、認知症サポーター など | | | | | | | | |
| 機器利用 | 見守り事業の関係者間調整を行う | | | 緊急通報システム、認知症施策(SOSメール、GPS) など | | | | | |
| 緊急連絡カード | 郵送調査 | | | 緊急連絡カード 訪問調査(一人暮らし) 緊急連絡カード訪問調査(高齢者世帯) | | | | | |
| サービス利用 | 介護 | | | 介護 | | | | | |
| 介護給付等(介護保険) | 介護保険制度を中心とし、認知症や医療介護連携等の課題に取り組んでいく | | | 介護給付サービス など | | | | | |
| 介護関連事業 | | | | 認知症施策、紙おむつの支給、理美容サービス など | | | | | |

文京区における生活支援コーディネーターの活動について（案）

事業概要：先行する社会福祉協議会の「地域福祉コーディネーター」と連携した地域活動の支援ができるよう、総合事業において新たな担い手の発掘等を担う「生活支援コーディネーター」を社協に配置する。

1 生活支援コーディネーター(LSC)と地域福祉コーディネーター(CWC)の役割の違い



3 新しい総合事業と現在の主な資源の整理

| | 通所型サービス B (委託) | 通所型サービス B (補助) | 地域介護予防活動支援事業 | ふれあいいきいきサロン (略称：サロン) | 高齢者クラブ |
|----------------|---|---|--|--|---|
| 目的 | 住民同士の支え合いによる介護予防 | | ・介護予防 ・通いの場 | ・閉じこもり防止 ・交流 ・介護予防 | 高齢期の生活を健康で豊かなものにするために、地域の高齢者が自主的にクラブを結成し、活動を通じて高齢者福祉の増進を図る |
| 利用対象 | 次のいずれにも該当すること ○要支援者、または65歳以上の基本チェックリスト該当者 ○高齢者あんしん相談センターが作成する予防プランがあること | | ○65歳以上 | ○どなたでも ○高齢者 ○子育て中の親子・祖父母・孫等 | ○おおむね60歳以上 |
| 内容 | 高齢者あんしん相談センターが作成する予防プランに基づき、仲間同士で運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防につながるサービスを提供する。また、定期的にリハビリテーション専門職のアドバイスを受けながら実施する。 ※プログラム事業修了者が移行することを想定した内容が望ましい | | ・リハビリテーション専門職等のアドバイスを受けて行う住民主体の介護予防活動 ・65歳以上の参加希望者が誰でも自由に参加できる場 | ・会食・茶話会・体操等の活動を通じた交流 | ・社会奉仕、教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域活動等 (例) ひとり暮らし高齢者宅への訪問活動・世代間交流事業・書道・カラオケ・手芸・輪投げ・体操・ウォーキング・新年会・誕生会等 |
| 回数 | 週2回以上 (目安) | | 週1回以上 (目安) | 月1～8回程度 (助成金の範囲は月2回まで) | 月1回以上 |
| 場所 | 私設会場、地域施設 | | 私設会場、地域施設 | どこでも | どこでも |
| 登録 / 補助要件 支援要件 | ・法人格を有すること ・介護予防の目的を明確にできること ・私設もしくは地域施設の会場を確保できること | ・介護予防の目的を明確にできること ・組織として定款・規約があること ・団体として口座を開設していること ・利用者、活動者の名簿を管理すること ・出納管理をすること ・活動計画を備えること ・私設もしくは地域施設の会場を確保できること | | ・サロンの趣旨 (引きこもりを防ぎ、見守り、支えあいの活動の実施) に賛同し、助け合い活動を行う ・地域住民が自主的に運営する ・参加者は区内在住の高齢者、障害者 (児)、子育て中の親子、青少年等様々な福祉課題を抱えた方とする ・スタッフ及びボランティア、参加者が共に企画・運営する | ・会員30名以上 ・自主的に組織されている ・会則を設ける ・社会奉仕活動・友愛活動・加入促進活動等を実施する ・活動計画表や会員名簿及び現金出納簿等を備える |

2 総合事業における生活支援コーディネーターの取組

基本的な考え方

- ・総合事業と区の一般施策を整理し、サービス提供の混在を解消していく
- ・国のガイドラインに従い、安易に従来の一般施策を総合事業に振替しない

参考 (三菱UFJリサーチコンサルティング 厚労省HPより)

- ・サービスを一式そろえることが総合事業のゴールと考えることは危険！
- ・「総合事業はサービスづくりではありません。地域づくりです。」

4 想定できる活動類型と展開パターン

場所：私設会場—自宅、寺、教会、空き店舗、自治会集会室、企業空きスペースなど
 地域施設—施設の空きスペース、町会会館など 公共施設—地活、交流館など

| 期待度 | 活動類型 | 活動回数 | 地域介護予防活動支援事業 条件：週1回 私設か地域施設 | 通所型サービス B 条件：週2回以上 私設か地域施設 |
|-----|-------------------------------|---------|-----------------------------------|----------------------------------|
| ↑ | 私設型コミュニティカフェ | 週4回以上 | → | ○ |
| | 私設会場/地域施設 空き時間利用型 例：民間学童保育 | | → | ○ |
| | 私設会場/地域施設 サロン | 週1回以上 | → | ○ |
| | 私設会場/地域施設 サロン | 月1～2回 | → ○ → | ○ |
| | 私設会場/地域施設 コミュニティカフェ | 月1回、不定期 | → ○ → | ○ |
| | 公共施設 サロン 例：介護予防体操、ダンスなど | 週1回 | → ○ → | △ |
| | 公共施設 サロン | 月1～2回 | → ○ → | △ |

5 今後のスケジュール

